

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を  
公布する。

令和元年6月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第17号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する  
規則

次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 京都市会計規則第4号様式備考2，第4号様式の2 1備考2及び第5号様式備考2
- (2) 京都市印鑑条例施行規則第4号様式備考及び第5号様式備考
- (3) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則別表第2備考  
5
- (4) 京都市建築基準法施行細則第33条第2項及び第3項各号列記以外の部分
- (5) 京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則別表第1備考5
- (6) 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第26条の2第1号
- (7) 京都市眺望景観創生条例施行規則別表第2備考3

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(文化市民局地域自治推進室，都市計画局都市景観部景観政策課，都市計画局  
広告景観づくり推進室，都市計画局建築指導部建築指導課，会計室)